

国外専利出願専門助成金管理暫定施行弁法

2009年8月28日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

財政部文書

財建〔2009〕567号

財政部「国外専利出願専門助成金管理暫定施行弁法」の発行に関する通知

国家知識産権局、各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁（局）、新疆生産建設兵団財務局：

国務院の国家知識産権戦略実施に関する要求に基づき、国内の出願人による積極的な国外における専利出願の支持、及び自主イノベーション成果の保護を目的に、中央財政は国外専利出願専門助成金を設立した。当該資金の管理を強化・規範化し、資金の使用効果を高めるため、ここに本弁法を制定し、遵守及び実施を求めるものとする。

附録：国外専利出願特別助成金管理暫定施行弁法

二〇〇九年八月二十八日

附録：

国外専利出願専門助成金管理暫定施行弁法

第一章 総則

第一条 国務院の国家知識産権戦略実施に関する要求に基づき、国内出願者による積極的な国外専利出願の支持及び自主イノベーション成果の保護を目的に、中央財政は国外専利出願専門助成金を設立した（以下、「専門助成金」という）。当該資金の管理を強化・規範化し、資金の使用効果を高めるため、本弁法を制定する。

第二条 専門助成金を分配する際は、誠実な申請、公正な受理、科学的な評価・審査、部分的資金援助の原則を遵守する。

第三条 本弁法に言う「国内出願人」とは、国家の法律法規の規定を満たす国内の中小企業、事業機関、科学研究機関に限られる。本弁法に言う「国外専利出願」とは、特許協力条約（PCT）ルートで提出され、かつ国家知識産権局を受理官庁とする専利出願を指す。

第二章 資金援助範囲及び基準

第四条 専門助成金による援助を申請する国外専利出願プロジェクトは、以下の条件のいずれかを満たしていなければならない。

- （一）わが国産業の長所を引き出すために役立ち、国際競争力を備える。
- （二）国際市場の開拓または国際市場シェアの拡大の見込みがある。
- （三）専利技術製品の国際市場における需要が大きいと見込まれ、前途有望である。
- （四）わが国の優良企業がコア技術を保有するのに役立つ。
- （五）パテントプールの形成、国際技術標準制定に関わる見込みがある。
- （六）国家知識産権戦略の方向性に合致し、自主イノベーション能力の向上に役立つ。

第五条 専門助成金による援助は、国外専利出願のうち保護類型がわが国の発明特許に当たる専利出願に対して重点的に行う。一件の専利プロジェクトにつき最多で5カ国（地区）への出願を助成し、助成額は各国（地区）につき10万円を上回ってはならない。但し重大なイノベーションプロジェクトはこの限りではない。

第六条 専門助成金は主に、国内出願者が国外で専利を出願する際に関連専利審査機関に支払う出願段階と専利権を授与された年から3年以内の当局の規定する費用、専利検索機関に支払う検索費用、及び代理機関に支払うサービス費用等に使用される。

第七条 中央財政の関連科学技術研究開発資金及び地方財政の関連資金による支持を得て国外専利出願を行っている全てのプロジェクトについては、重複して助成金による援助を

申請することはできない。

第三章 助成金の申請、審査及び分配

第八条 財政部は国家知識産権局と共同で、毎年年初に年度別申請指針を発行する。

第九条 専門助成金を申請する団体は、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 「国外専利出願専門助成金の申請表」(様式は添付表参照)
 - (二) 企業の営業許可証、または事業機関及び科学研究院・所の法人資格証書
 - (三) 専利出願受理通知書または専利授權証書
 - (四) PCT 出願の国際調査報告など
 - (五) 専利審査機関、国内専利代理機関、専利検索機関が発行した領収書等の有効な支払証明書
 - (六) 専利出願書類(中国語)、及び専門助成金を申請する団体が提出する必要があるとみなすその他の資料、例えば評価報告書、関連協議書又は契約書など
- 上記の申請資料のうち(一)、(四)、(六)以外は、複写に公印を押捺して提出する。

第十条 中央機関は国家知識産権局を通して財政部へ申請を提出する。地方機関は省級知識産権部門を通し省級財政部門へ申請を提出する。省級財政部門は各省の申請項目について審査を実施し、内容を取りまとめた後、毎年9月10日までに財政部に報告する。受理されたプロジェクトについての技術サポート資料は、各省級知識産権部門が事実を確認した後、国家知識産権局に報告する。

第十一条 国内出願人の申請期限は毎年8月15日とする。前年7月1日から当年6月30日までに国外専利出願によって発生した第六条の規定する費用については、当年の専門助成金による援助を申請できる。

第十二条 財政部は国家知識産権局と共同で、申請プロジェクトの評価を行う専門家グループを組織し審査評価を行う。審査評価管理費用は専門助成金から支出する。但し当該費用は専門助成金限度額の3%を超えないようにする。

第十三条 審査評価結果及び当年の専門資金財政予算の取り決めに基づき、財政部は資金援助プロジェクトの予算を下達する。専門助成金の分配は財政国庫管理制度の関連規定に沿って実施する。

第十四条 省級財政部門は財政部の下達した専門助成金を受け取った後、速やかに十分な金額の専門助成金を関連の申請団体に分配しなければならない。

第四章 資金の監督と検査

第十五条 申請団体は、真実の資料と関連証拠を提出しなければならない。虚偽や冒認等の手段によって財政資金を詐取した場合、調査による事実確認後、助成金全額を返還しなければならない。同時に以後の年度申請資格を取り消す。

第十六条 国家知識産権局及び地方財政部門は、プロジェクト実施状況及び専門助成金の使用状況に対する監督検査の強化及び成果に対する追跡評価を行わなければならない。財務規律に違反する行為に対しては、「財政違法行為処罰処分条例」（国务院令第427号）など関連規定に沿って処理する。

第五章 附則

第十七条 本弁法は公布日より実施する。

附録：1、国外特許出願専門助成金申請表
2、申請表記入説明

附録

国外専利出願専門助成金申請表

専利（専利出願） の名称		専利（専利出願）所在 地の国家・地区	
専利（専利出願） の種類		専利出願番号／専利 番号	
専利出願日／ 専利授権日		出願人種類	
専 利 ま た は 専 利 出 願 の 技 術 の 概 略 と 応 用 の 見 込 み			
助成金を申請す る国外専利出願 により発生した 費用	（費用名、金額、時間など）		

- 2、「専利技術の概略と応用の見込み」の欄には、専利技術を踏まえた上で、申請するプロジェクトが「国外専利出願専門助成金管理弁法」第七条を満たしているとみなされる理由を記入しなければならない。
- 3、専利の出所は、専利が国家各種計画またはその他の各種経費支持（支持を受けている計画の名称と項目の名称，項目番号を直接記入）によるものか否かを指す。自己調達資金で完成させた場合は「自己調達経費」と記入し、プロジェクト番号を記入する必要はない。
- 4、提出書類の欄には、「国外専利出願専門助成金管理弁法」第八条の要求に沿って、書類名称の前の□にチェックを入れ、提出書類の部数とページ数を正しく記入する。その他の書類を提出する場合、□にチェックを入れ、書類の名称、部数、ページ数を記載する。
- 5、更に附録ページを追加することができる。